

令和5年2月13日

取引事業者 各位

国立大学法人長崎大学
管理運営部経理調達課

インボイス制度への対応について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入され、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が消費税の仕入税額控除の要件となります。

長崎大学では、適格請求書の交付を受けなければ消費税の仕入税額控除が出来なくなることから、インボイス制度導入後は適格請求書発行事業者との取引を原則と致します。

各取引事業者様におかれましては、適格請求書発行事業者への登録につきまして、ご協力の程よろしくお願い致します。

なお、国税庁等政府からの広報等にありますとおり、適格請求書発行事業者への登録につきましては、各取引事業者様のご判断により行うものであることを申し添えます。

敬具

■担当部署・担当者・連絡先

国立大学法人長崎大学

管理運営部経理調達課 椿山・八木

TEL 095-819-2067 FAX 095-819-2063

E-mail: tyoutatuka@ml.nagasaki-u.ac.jp